

## 第8 公衆衛生の観点からの石綿問題への対応について

### 1 水道に関する石綿問題に係る対応

#### (1) 水道用石綿セメント管の使用及び撤去等

##### ア 水道用石綿セメント管の使用及び撤去

水道用石綿セメント管は、昭和7年（1932年）に国内生産が始まり、昭和25年（1950年）にはJIS規格が制定された。安価であったことなどから、昭和30年～40年代（1955年～1974年）に生産・使用量が急増した。しかし、管の強度が弱く、破損率が他の管種より高いこともあって、昭和50年（1975年）以降は生産・使用量が大幅に減少し、昭和60年（1985年）10月に国内生産が中止され、昭和63年（1988年）にはJIS規格が廃止された。

水道管に使用されている石綿セメント管は、昭和54年度（1979年度）には全水道管路延長の26.5%を占めていたが、他の管種への変更が進んでいる。特に、平成2年度（1990年度）から、老朽度の高い石綿セメント管の更新事業に対してその実施に要する費用の一部を国が補助する「老朽管更新事業」を新設したことなどから着実に更新が進み、平成15年度（2003年度）には全水道管路延長の3.2%にまで減少している。

##### イ 労働安全衛生上の配慮

石綿セメント管の撤去等に伴い切断等を行う作業については、昭和50年（1975年）に改正された特化則の規制対象とされた。昭和62年（1987年）前後の石綿問題への社会的関心の高まりを受けて、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長から「アスベストに関する資料の送付について」（平成元年2月1日付け衛水第16号）を各都道府県水道行政担当部（局）長あて発出し、石綿セメント管を取り扱う作業に関し、労働安全衛生、廃棄物処理等の分野での関連通達等を送付して、その周知を図り、適切な取扱いを行うよう依頼した。また、平成2年度（1990年度）からの「老朽管更新事業」による補助事業においても、石綿セメント管の取扱いに当たって、安衛法、廃棄物処理法等の規定を遵守することを求めているなど、水道事業者等における石綿セメント管の適切な取扱いについての周知を図ってきている。

#### (2) 水道水中の石綿の健康影響

##### ア 水道水中の石綿の経口摂取、測定方法等に関する知見の収集整理及び周知

石綿問題に関する社会的関心の高まりに対応して、厚生省では、石綿の経口摂取に関してのそれまでの知見、水中の石綿の測定方法等について、社団法人日本水道協会に対して昭和61年（1986年）に検討を依頼した。同協会では、平成元年（1989年）2月に、報告書「水道とアスベスト」（厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課監修）を作成した。同月、同報告書については、

上記の「アスベストに関する資料の送付について」として送付し、周知を図った。

#### イ WHOの飲料水水質ガイドライン

WHOでは、飲料水の安全性確保のため、飲料水水質ガイドラインを発行している。

石綿については、昭和59年（1984年）の飲料水水質ガイドライン（第1版）では、「現時点で利用できるデータでは、ガイドライン値が必要であるか否かを決定するには不十分である」とされた。また、その後、平成5年（1993年）の第2版及び平成16年（2004年）の第3版では、「飲料水中のアスベストについて健康影響の観点からガイドライン値を設定する必要はない」とされ、これまでガイドライン値が設定されたことはない。

#### ウ 水道法に基づく水道水の水質基準設定の検討

平成3年（1991年）11月の第19回生活環境審議会水道部会水質専門委員会等における水質基準改正の審議では石綿についても検討対象とされ、石綿は呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、また、水道水中の石綿の存在量は問題となるレベルにないとされたことから、平成4年（1992年）の水質基準の改正において石綿の水質基準は設定しなかった。

## 2 その他

昭和47年（1972年）6月7日の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、共産党の山原健二郎議員からの、

- ・ 「大阪で絶縁材あるいは断熱材としての電気器具、建築用のものに広く使われておる石綿の製造工場で従業員に肺ガンが多発しておるといった問題が出ております」
  - ・ 「これらの工場における——全国的にこれはあると思えますけれども、ガンの定期検診とかあるいは精密検査、健康診断などがなされているんでしょうか」
- との質疑に対し、厚生省の滝沢正公衆衛生局長が、
- ・ 「（工場の）周辺の者、住民というような問題が起こり得る可能性がある条件の場合には、これは一般住民対策としてわれわれが健康管理の立場からは実施する必要がございます」
  - ・ 「過去のそのような工場が地域社会に粉じんをまき散らしたというような状態はかなり改善されていると思うのですが、問題がそういうように発展する可能性は防がれているとは思いますが、あれば一般住民の健診についてはわれわれのほうで考慮する必要はある」

などと述べているが、その後、これに対応して何らかの措置がとられたことは確認できない。

## 第9 食品添加物等における石綿問題への対応について

### 1 食品、添加物等の規格基準における石綿問題への対応

#### (1) 食品添加物「タルク」に係る対応

昭和61年11月20日付けの「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(昭和61年厚生省告示第207号)により、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)に規定していた、食品添加物「タルク」の成分規格中の「定義」を「本品は、天然の含水ケイ酸マグネシウムを精選したもの(後略)」と改正し、「タルク」に石綿を含む不純物が混入することを防止した。

なお、食品添加物「タルク」については、食品添加物等の国際基準を定めるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)において、平成9年(1997年)に初めて基準が設けられた。

#### (2) 食品の残留農薬に係る試験法におけるアスベストテープに係る対応

平成11年11月22日付けの「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成11年厚生省告示第237号)により、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)中、食品中の残留農薬に係る試験法の箇所において記載のあった「アスベストテープ」を、一般に使用される「グラスウールテープ」に改めた。これは、

- ① グラスウールの方が分析機器への巻き付けが容易であること、
- ② アスベストテープと同等以上の保温性能が得られること、
- ③ 食品中の残留農薬に係る試験法という限られた用途であることから行った改正である。

なお、グラスウールに関しては、当時、WHOにより「発がん性の可能性あり」に分類されていたが、グラスウールテープの使用はガラスの分析機器に巻き付けることに限られ、ばく露の可能性は低い。また、石綿など安衛法により製造等が禁止されている物質であっても、そのただし書で、試験研究のために使用することは認められる。

平成7年(1995年)の安衛令の改正により、クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されたことから、平成7年(1995年)以降、これらを用いた「アスベストテープ」の流通及び使用はなかったと考えられる。

### 2 ベビーパウダーに関する石綿問題への対応

ベビーパウダーや化粧品の原料として使用されていた「タルク」に不純物として石綿が混入していた製品があることが昭和61年～62年(1986年～1987年)頃に指摘された。

また、昭和61年度(1986年度)に労働省産業医学総合研究所が市販のベビーパウダーを調査した結果、一部の製品にアスベストが検出された。

これらを受け、昭和62年(1987年)3月に「ベビーパウダー等の品質確保

に関する検討会」を設置し、品質確保のための規格及び試験方法を検討し、取りまとめた結果、同年11月6日に、ベビーパウダーに用いられる「タルク」について、試験により不純物として石綿の混入が認められないことが確認された原料を用いるよう、厚生省薬務局審査第二課長から「ベビーパウダーの品質確保について」（昭和62年11月6日付け薬審二第1589号）を各都道府県衛生主管部（局）長あて発出した。

## 第10 石綿対策における他省庁との連携について

### 1 安全衛生関係

#### (1) 法令改廃時等の省庁間の連携

昭和47年(1972年)の安衛法の制定当時より、安衛法に基づく法令等の改廃時等には、労働省は、通産省、環境庁、建設省、文部省等の関係各省庁とあらかじめ協議し、必要な調整を行っている。

労働省が石綿に係る規制の改廃時等に他省庁と行ってきた具体的な連携については、以下で詳述する。

#### (2) がん原性物質としての規制の強化

労働省は、昭和50年(1975年)10月に特化則を改正し、石綿について、吹付け作業の原則禁止、特定の作業における湿潤化、作業記録の長期保存等の規制強化を行った。

この改正に際して、労働省は、通産省との間で、

- ① 労働省は、石綿と肺がん又は中皮腫との関連については、その規制の根拠となった疫学調査等について、その対象者その他の条件を示しつつ、やや詳細に通達等により示すこと
- ② 労働省は、施行通達等を事前に通産省に示すこととした。

#### (3) 石綿粉じんによる健康障害予防対策推進に係る通達の発出

労働省は、昭和50年(1975年)の特化則の一部改正に合わせて、51年通達を発出した。

51年通達の参考資料の中には、中皮腫患者の中には石綿作業従事者の身内親戚者や工場近くの居住者も存在するとするイギリスの論文(Newhouse, 昭和40年(1965年))が含まれているが、この参考資料は環境庁の委託調査による「公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関する研究報告(昭和47年度)」の一部であり、平成17年(2005年)7月22日の閣議後記者会見において、小池百合子環境大臣も「71年時点ということで申し上げますと、そのときはILOが石綿による職業がんを公認しており、当時の労働省が持っていた資料は、環境庁も既に持っていたので、労働省からの連絡が遅かったというようにはとらえていません」との発言を行っている。

また、51年通達については(2)を踏まえ、参考資料を添付し、その内容を通産省の窯業建材課の担当者に示し、説明している。

#### (4) 石綿関係施設改善等研究会の設置

昭和50年(1975年)4月の安衛令の一部改正を受けて、労働省は通産省と、石綿について、局所排気装置の設置方法等健康障害防止のためのより望まし

い技術的事項についての研究会（「石綿関係施設改善等研究会」）を設け、これに通産省の職員及び必要に応じその推薦する者が参加した。

この研究会には通産省の以下の職員も委員として参加していた。（したがって、委員計10名のうち、3名が通産省の職員であった。）

- ・ 工業技術院公害資源研究所 課長
- ・ 工業技術院計量研究所 支所長
- ・ 工業技術院機械技術研究所 課長

同研究会における調査結果は、昭和52年（1977年）12月に「局所排気装置フード 設計資料集成—粉じん（石綿）編—」として取りまとめられている。

#### （5）工場周辺住民の中皮腫発症のおそれの認識の共有

海外における工場周辺住民の中皮腫の発症例については、51年通達の参考資料（環境庁の委託調査報告書）において言及されており、その内容については通産省に示し、必要な説明を行っていた。

また、国内で工場周辺住民の発症例が（現時点で把握している限りにおいて）初めて報告されたのは、昭和61年（1986年）に文部省の研究支援により実施された研究の報告書においてであるが、当該研究には労働省産業医学総合研究所の研究員が参加しており、同研究所の昭和61年度の年報にもその内容が記載され、昭和62年（1987年）に労働省に提出されている。さらに、当該報告書の内容は、同年に環境庁が監修した本にも記載されており、当時の新聞にもこの発症例についての記事が掲載された（昭和62年（1987年）2月18日朝日新聞夕刊）。

これらのことから、海外及び国内の工場周辺住民の中皮腫の発症例について、関係各省庁は早い時期から認識を共有しており、これを参考として対策を行ってきた。

#### （6）石綿対策関係省庁連絡会議

平成元年（1989年）の大気汚染防止法の改正等を受けて、石綿粉じんの飛散等に関する国民の関心が高まってきたことから、関係省庁相互間において必要な情報交換、意見交換を図るため、平成2年（1990年）10月より「石綿対策関係省庁連絡会議」が設置された。

当該会議の構成員は、防衛施設庁、環境庁（事務局）、文部省、厚生省、通産省、運輸省、労働省及び建設省の課長クラスであった。

平成2年（1990年）10月29日に第1回石綿対策関係省庁連絡会議が開催され、①石綿の使用禁止を求める意見について、②石綿代替品の開発状況について等の内容が話し合われた。

また、平成5年（1993年）5月21日に第2回石綿対策関係省庁連絡会議が開催され、平成4年（1992年）の臨時国会に社会党が提出したアスベスト規制法案に関する動き等について情報提供、意見交換等が行われた。

### (7) クロシドライト及びアモサイトの製造等の禁止等

平成7年(1995年)にクロシドライト等の製造の禁止を行うための政令改正の際に、通産省からは、法令に基づいた対策を行う必要性については異論の余地はないが、周知について中小企業への配慮から相当期間の猶予を必要とするため、省令改正の施行日を少なくとも公布後6ヶ月としてもらえないかとの申出があったが、労働省はその懸念の点を踏まえて、広報を通じて改正内容の周知徹底を図ること等を理由に、予定どおり施行することとした。また、建設省からは、石綿含有成形材料の取扱いにおいては、吹付け石綿と比べ飛散の危険性は低いと考えられることから、適切な取扱いを担保する措置を付加して、石綿含有成形材料を適用対象外としてもらえないかとの申出があったが、労働省は、規制の必要性から、これも予定どおり適用することとした。

なお、環境庁、文部省、厚生省、運輸省等からは特段の異論はなかった。

### (8) クリソタイル製品の製造等の禁止

平成16年(2004年)10月の安衛令の一部改正(クリソタイル製品の製造等の禁止)に当たって、厚生労働省は、平成14年(2002年)から平成15年(2003年)にかけて合計7回にわたって「石綿の代替化等検討委員会」を開催し、代替化の困難な石綿製品の範囲の絞り込み等を行った。

同検討会には、経済産業省、国土交通省、環境省、文部科学省及び防衛庁の関係各省庁もオブザーバーとして参加していた。

## 2 労災補償関係

労災保険制度における認定基準の策定・改正に当たっては、他の業務災害補償制度(国家公務員、地方公務員、船員等)を所管している関係省庁等(人事院、地方公務員災害補償基金、社会保険庁等)と常に情報交換を行ってきた。

## 3 その他

建築物内に使用されている石綿問題に関しては、環境庁大気保全局大気規制課長と厚生省生活衛生局企画課長が連名で各都道府県衛生・環境主管部(局)長等に通達を発出したほか、水道用石綿セメント管の撤去に伴う切断等の作業については、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長から各都道府県水道行政担当部(局)長に発出した通達において、労働安全衛生や廃棄物処理等の分野の関連通達を送付し、周知を図るなど、連携を図ってきた。

## 第11 評価

### 1 概観

石綿対策の流れとその背景について、現段階で調査した限りにおいて、以下、概観する。

#### (1) 粉じん対策としての石綿対策

石綿による健康障害の問題及びその対策は、ILO（国際労働機関）、WHO（世界保健機関）の専門家会議等で石綿のがん原性が認められた昭和47年（1972年）より前は、じん肺の一種である石綿肺に着目し、粉じん対策として実施していた。これは、昭和47年（1972年）以降の石綿のがん原性に着目した対策とは質的に異なるものである。

#### (2) 転換期としての昭和47年（1972年）

我が国の石綿対策については、昭和47年（1972年）に、ILO、WHOの専門家会議等で石綿ががん原性物質と認められて以降、昭和50年（1975年）にはがん原性に着目して特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）の改正を行い、石綿等の吹付け作業を原則禁止するなど、逐次規制内容の強化を図った。

また、石綿による肺がんに係る記録上確認できる最初の労災認定は、昭和48年（1973年）に行った。

なお、平成11年度（1999年度）から平成15年度（2003年度）までの間に、石綿による肺がん又は中皮腫として労災認定された者の約9割は、昭和47年（1972年）より前に石綿取扱い作業を開始しており、これらの者はがん原性に着目した石綿対策が講じられるより前から作業をしていたものである。

また、がん原性に着目して進めてきた対策が実際に効果を発揮したか否かについては、実際に健康障害を防止できたかどうかのポイントの1つであるが、30年から40年という潜伏期間を経て発症するという中皮腫の特質にかんがみれば、今後の健康障害の発生状況を注視する必要がある、現時点で検証を完結することは大変難しい。こうした制約はあるものの、今後対策を適切に展開できるよう、現時点で可能な限りの検証作業を行った。その意味で、この検証文書自体も、10年、20年後には再び検証の俎上に載せられるべきものであると考える。

#### (3) 石綿のがん原性に着目した対策の展開

石綿のがん原性に着目した対策としては、昭和47年（1972年）以降、石綿の飛散、ばく露を防止するなど、厳しく管理しつつ、代替化を強力に促進するという観点から、石綿ばく露の危険性の高い吹付け作業の原則禁止、特殊健康診断の義務付け、建築物の解体等の工事に係るばく露防止対策の徹底（湿潤化等）、管理濃度の見直し等、規制を強化したことである。他方、労災補償についても、職業がんに係る労災請求が増加し、石綿による肺がんや中皮腫に係る認定も見られる中、全国的に認定事務の迅速・適正な処理を図る観点から、昭和53年（1



978年)、石綿による肺がん又は中皮腫について業務上疾病として労働基準法施行規則別表に明示するとともに、認定基準を策定している。

(4) 第2の転換期：ILO石綿条約（昭和61年（1986年））等

その後、厳格な管理から石綿製品の使用そのものを禁止しようという流れが強まってくる。その大きな転換の象徴が、クロシドライト（青石綿）の使用禁止を規定する昭和61年（1986年）の「石綿の使用における安全に関する条約（第162号条約）」（以下「ILO石綿条約」という。）である。我が国では、クロシドライトについて、昭和51年（1976年）の通達に基づきクロシドライト等の代替化促進について強力に指導を進め、昭和58年度（1983年度）、昭和59年度（1984年度）には全国427の石綿取扱い事業場のうち、クロシドライトを使用している事業場は11に減少した。昭和62年（1987年）には各企業は自主的に使用を中止しており、行政としては、平成元年（1989年）に実施した調査的監督により、クロシドライトを使用する事業場が存在しないことを確認したことから、以後、それ以外の石綿の代替化促進対策に軸足を移した。

アモサイト（茶石綿）については、ILO石綿条約においても使用が禁止されてはいなかったが、平成元年（1989年）、WHOから使用禁止の勧告がなされた。我が国では、代替化の進展を待って、平成7年（1995年）に製造等を禁止した。

なお、ILO石綿条約が採択された翌年の昭和62年（1987年）には、学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付け石綿が社会問題となり、必要な対策がとられた。

(5) 新たな知見への対応：平成13年（2001年）以降

クリソタイル（白石綿）については、1990年代（平成2年～11年）において国際的に必ずしも使用禁止が常識ではなく、また、WHOが主要な石綿代替品であるグラスウール、ロックウール等を「発がん性の可能性あり」と分類していた。こうした中、我が国は非石綿製品への代替化を可能な限り進めつつ、使用する際の管理規制を強化する方向で対応していた。

しかしながら、平成13年（2001年）、WHOがグラスウール、ロックウール等に対する評価を「発がん性に分類しない」に変更したため、学識者からなる委員会で検討を行い、平成16年（2004年）に石綿製品の製造等を原則禁止した。

現在製造等が禁止されていないクリソタイル製品は、化学プラント、原子力発電所等におけるジョイントシート、シール材等である。これらについて、代替品の開発や安全性の実証等を進め、全面的な製造等の禁止を早期に実現すべく、検討を進めている。

また、石綿の管理濃度については、社団法人日本産業衛生学会の勧告値引下げを踏まえ、検討会を開催の上、平成16年（2004年）に、その値を2本/cm<sup>3</sup>から0.15本/cm<sup>3</sup>に引き下げた。

労災補償についても、最新の医学的知見に基づき、平成15年(2003年)、石綿との関連が明らかな疾病として、「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加する等、認定基準の改正を行った。

## 2 石綿粉じんばく露防止対策について

### (1) 石綿粉じんばく露防止対策の取組

石綿対策については、昭和47年(1972年)より前は、粉じん対策として実施してきた。昭和35年(1960年)にじん肺法の制定による作業の転換等の制度化、昭和43年(1968年)には局所排気装置の設置等の指導等を行ってきた。

また、昭和46年(1971年)には、特定化学物質等障害予防規則(以下「旧特化則」という。)を制定し、石綿粉じんが発散する屋内作業場での局所排気装置及び除じん装置の設置、石綿の濃度測定の実施、関係者以外の作業場への立入禁止、作業場での呼吸用保護具の備付け等を行った。これらの措置は、がん原性物質とも共通部分のある規制であり、がん原性物質対策に資するものであった。なお、当時は、昭和46年(1971年)の通達で石綿のがん原性の可能性について触れる一方で、同年の労働環境技術基準委員会においては石綿をがん原性物質に分類しないなど石綿のがん原性について未だ知見は確定していなかったが、昭和47年(1972年)に、ILO、WHOの専門家会議等で石綿ががん原性物質と認められ、国際的知見が確立した。

このことを踏まえつつ、昭和49年(1974年)には、専門家からなる「有害物等に関する検討専門家会議」を設け、石綿を含めた有害物等に係る規制についての検討を開始した。その検討結果等を踏まえ、昭和50年(1975年)に特定化学物質等障害予防規則(以下「特化則」という。)(注)を改正し、イギリス、フランス、ドイツといった欧州主要国より早く、石綿ばく露の危険性の高い石綿等の吹付け作業を禁止するとともに、石綿等の製造等に従事する者の継続的な健康管理を目的とした健康診断等も義務付けた。ILOで石綿の吹付け作業を禁止したILO石綿条約が採択されたのは、その11年後の昭和61年(1986年)である。

(注) 昭和47年(1972年)の労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)制定により、旧特化則は安衛法に基づく省令(特化則)となっていた。

さらに、諸外国における研究状況を調査した結果、中皮腫患者の中には石綿作業従事者の身内親戚者や工場近くの居住者も存在することも分かり、また、10年を超えて石綿粉じんにばく露した労働者から肺がん又は中皮腫が多発することが明らかになった。

こうしたことから、特化則の遵守の徹底及び石綿の有害性についての周知、局

所排気装置の抑制濃度の設定等の規制強化、石綿の代替化についての事業者への指導、作業衣に付着した石綿の洗濯による除去及び作業場外への作業衣の持出し回避等を目的として、昭和51年（1976年）に都道府県労働基準局長に対して通達を発出した。当該通達については、通産省に示し、説明しつつ、あわせて、関係事業者団体に対する説明会の開催により周知徹底を図るとともに、重点的な監督指導を行った。その結果、地元石綿紡績業を有する労働基準監督署では、事業場において石綿の健康診断の実施率を100%とした例もある。

このように、石綿対策については、昭和47年（1972年）以降、国際的動向や研究調査結果等を踏まえつつ、がん原性に着目して規制内容の強化・充実を図るとともに、重点的な監督指導及び関係事業者団体を通じた周知徹底を図った。

## (2) 建築物の解体又は改修の工事における石綿等へのばく露防止対策

石綿粉じんばく露防止対策としては、石綿製造事業場等における対策のみならず、建築物の解体等の工事における対策も必要であることから、昭和50年（1975年）に特化則を改正した際、石綿粉じんを発生しやすい建築物の解体等の作業について石綿を湿潤な状態にしなければならないこと（湿潤化）を義務付けた。

さらに、昭和61年（1986年）には、昭和30年代（1955年～1964年）以降に石綿を多量に使用して建設されたビル等の解体等の工事が将来増加することが予想される中で、これらの解体等の工事に携わる労働者の石綿粉じんばく露による健康障害を予防するため、関係団体等に対しても、特化則の規定の周知及び特化則に規定する措置の適切な実施の徹底を図る旨の通達を都道府県労働基準局長に対して発出し、あわせて、重点的な監督指導を行った。

平成7年（1995年）に特化則等を改正する際には、建築物の解体等における石綿粉じんばく露防止対策について、それまで行政指導で実施していたもの（事前調査の実施等）を特化則に基づく義務として明記した。

さらに、平成17年（2005年）には、建築物の解体等の工事が平成32年（2020年）から平成52年（2040年）頃にピークを迎えることが予想される中で、建築物の解体等の工事における石綿等へのばく露防止対策の徹底を一層図る必要があること、事業者が講ずべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質とは大きく異なること等から、石綿のみを対象とした対策の拡充を図るために、石綿障害予防規則を制定した。

このように、建築物の解体等の工事における石綿粉じんばく露防止対策については、国内における建築物の解体等の工事の増加を予想し、石綿粉じんばく露による健康障害を予防する観点から、昭和50年（1975年）以降に規制を強化し、関係団体等への周知徹底及び重点的な監督指導に取り組んできた。

## (3) 石綿管理濃度

石綿の管理濃度の検討・見直しの経緯は以下のとおりである。

### ア 局所排気装置の（抑制濃度による）規制

昭和46年(1971年)に制定した旧特化則では、局所排気装置の設置を義務付け、局所排気装置の性能を、フードの外側における石綿粉じんの濃度が $2\text{ mg/m}^3$ (33本/cm<sup>3</sup>相当)を超えないものとした。この $2\text{ mg/m}^3$ は、抑制濃度を示すものであるが、当時の労働環境技術基準委員会の報告書において示された「日本産業衛生学会が勧告する許容濃度(注)の値を、これに定めていないものについては、米国労働衛生専門家会議(ACGIH)等で定める値を、それぞれ利用することが適当」という考え方に基づいて定めたものであり、以後もこの報告書において示された考え方に基づいてその値を定めてきた。

(注) 許容濃度は「労働者が石綿粉じんにはく露した際に健康障害を発症しない限度濃度」であり、諸外国が規制値として採用している。

昭和51年(1976年)には、その2年前に社団法人日本産業衛生学会が許容濃度を $2\text{ mg/m}^3$ (33本/cm<sup>3</sup>相当)から $2\text{ 本/cm}^3$ (クロシドライトについてはこれをはるかに下回る必要があること)に見直す勧告を行ったことを受けて、局所排気装置の性能を示す抑制濃度を $2\text{ 本/cm}^3$ (クロシドライトにあつては $0.2\text{ 本/cm}^3$ )とした上で環気中の石綿粉じん濃度をこの値以下を目途として指導するよう都道府県労働基準局長に対して通達を発出した。

#### イ 作業環境中の石綿粉じん濃度(管理濃度)の規制

昭和59年(1984年)には、「作業場の気中有害物質の濃度管理基準に関する専門家会議」の検討結果等を踏まえ、局所排気装置による抑制濃度とは別に、作業場内のほとんどすべての場所で石綿粉じん濃度を一定の値以下とする規制(管理濃度による規制)を導入することとし、その値を $2\text{ 本/cm}^3$ (許容濃度に換算すると $0.8\text{ 本/cm}^3$ 相当)とする通達を都道府県労働基準局長に対して発出した。なお、昭和59年(1984年)時点の諸外国の許容濃度の値としては、米国は $2\text{ 本/cm}^3$ 、ECは $1\text{ 本/cm}^3$ であった。

昭和63年(1988年)には、安衛法が改正され、同法に基づく作業環境評価基準において、石綿粉じん濃度の値を $2\text{ 本/cm}^3$ (クロシドライトにあつては $0.2\text{ 本/cm}^3$ )と定めた。平成5年(1993年)から平成7年(1995年)にかけて、「管理濃度等検討会」において、石綿を含む有害物質の管理濃度について最新の医学的知見等に基づく見直し等が行われたが、石綿の管理濃度の値の変更は必要ないとの結論になったことから、石綿粉じん濃度の値はそのままとした。

平成13年(2001年)に社団法人日本産業衛生学会が昭和49年(1974年)以来 $2\text{ 本/cm}^3$ と定めていた勧告値を $0.15\text{ 本/cm}^3$ に変更したことから、「管理濃度等検討会」において検討が行われ、平成16年(2004年)に作業環境評価基準における石綿粉じん濃度の値を $0.15\text{ 本/cm}^3$ (許容濃度に換算すると $0.06\text{ 本/cm}^3$ 相当)に改めた。なお、平成16年(2004年)時点の諸外国の許容濃度の値としては、米国は $0.1\text{ 本/cm}^3$ 、EUは $0.1\text{ 本/cm}^3$ であった。このように石綿の管理濃度については、社団法人日本産業衛生